

令和7年4月

## 玖珠町農業委員会定例総会議事録

注 発言の内容については、その要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は、個人情報に関すると思われる部分等については、○で消しています。

玖珠町農業委員会

## 玖珠町農業委員会議事録

1 開催日時 令和7年4月10日（木曜日） 午後1時30分

2 開催場所 玖珠町役場 3階 大会議室

3 出席農業委員

1番 野田 和宏	2番 江藤 徳幸	3番 繁田 郁子
4番 日隈 博文	5番 佐藤裕美子	6番 小野 文隆
7番 武石 俊一		

4 出席農地利用最適化推進委員

1番 佐藤 豊	2番 佐藤 一男	3番 衛藤 卓志
4番 井上 和洋	5番 森 宗一	6番 武石 賢一
7番 石井由美子	8番 瀧石 久男	9番 小田 和彦
10番 春田 幸治	11番 松木 廣宣	12番 柳井田英徳

5 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 非農地証明願いについて

議案第3号 利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について

報告第1号 農用地利用集積等促進計画について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について（相続）

報告第3号 農地法第18条合意解約通知書について

6 出席農業委員会事務局職員

事務局長	柳井田博隆	主幹（統括）	（欠席）
専門幹	和田 育男	主査	樋口亜衣子

## 7 会議の概要

事務局長

本日は、お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。  
開会に先立ち、農業委員と農地利用最適化推進委員のみなさんに自己紹介をお願いします。  
(反時計回りで着座順に自己紹介)

ありがとうございました。  
続きまして、事務局職員の紹介を行います。  
(事務局長から職員の紹介)

それでは、ただ今より、令和7年4月定例総会を開催します。  
では、着座して進めさせていただきます。  
最初に、武石会長、あいさつをお願いします。

会長

みなさん、こんにちは。  
先ほど、中立委員の佐藤さんが申し上げました、農業に直接従事していない方を、農業委員に入れなければならないという決まりがありまして、佐藤委員は、農業に関してはゼロからの出発ですので、農業の先輩である委員のみなさんの助言をお願いします。

では、今日第1回目の委員会ということで、毎月10日を基本に定例会が開かれます。本日、事務局から年間の計画表をいただいていると思いますが、みなさんお忙しい中とは思いますが、極力委員会への出席をお願いします。また、自分の担当する案件がなくても、情報の共有化ということで出席をお願いします。

1日の臨時委員会の時に、委員さん方にも言いましたように、本日作業服の採寸を行いますので、今後は、委員会には作業服と後日事務局から配布されます、顔写真入りの身分証明書を身に着けて出席してください。

また、現地確認や農地パトロールの時には、必ず名札（身分証明書）を着用してください。農家の方々などが、はっきり農業委員、農地利用最適化推進委員だとわかるようにしてください。

定例会の中では、議決権があるのは、農業委員の7名だけですが、推進委員さんは積極的に会議の中で意見などを出してください。

私も通算で3期目になりますが、まだまだ勉強することが多いですが、3年間がんばっていきたいと思います。  
よろしくお願いします。

事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>農業委員定数 7 名に対し 7 名の出席でありますので、玖珠町農業委員会会議規則第 6 条の規定により、会議が成立していることを報告します。</p> <p>次に、議案に上程いたしました案件について質疑等がありましたら、挙手ののち、議長の承認のうえ、発言をお願いします。</p> <p>また、総会の開催中は携帯電話の電源をお切りください。離席する場合は、議長に許可をもらってください。</p> <p>それでは、議長の選出ですが、会議規則第 4 条の規定により、会長が議長となります。</p> <p>以降、議事の進行につきましては、武石会長、よろしくお願ひします。</p>
議長（会長）	<p>それでは、議事録署名人の指名ですが、3 番繁田委員、4 番日隈委員にお願いします。</p> <p>なお、先ほど申しましたが、農地利用最適化推進委員におかれましては、議決権はありませんが、質疑等ございましたら、各議事の中で、ご意見をお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>お疲れさまです。</p> <p>早速ですが、議案の説明をいたします。着席して説明いたします。</p> <p>議案集 1 ページをお開きください。</p> <p>議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>説明になります前に、本日最初の委員会で、初めての委員さんも多いので、農地法第 3 条について簡単に概略だけ説明したいと思います。</p> <p>詳しい内容については、委員会終了後、基本的な研修会を開催するようにしています。</p> <p>農地法第 3 条の規定と言いますのは、農地の権利移動、貸借によるもので、具体的には、農地の売買、贈与、貸し借りというものになります。</p> <p>それでは、議案の説明になります。</p> <p>今月は、1 件の申請となります。</p> <p>番号 1 番、大字〇〇字〇〇〇〇番〇外 3 筆です。</p> <p>登記簿地目は田で、合計面積は、3,701 m<sup>2</sup>です。</p>

	<p>申請者及び土地の譲受人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。      土地の譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。      担当委員は、2番江藤委員です。      譲渡目的は、譲渡人の要望による売買です。      以上です。</p>
議長（会長）	<p>それでは、担当委員の説明ですが、番号1番については、譲受人が1番野田委員の関係者になります。      農業委員会法において、委員は、委員本人及びその家族に関する事項について議事に参加できないという、議事参与の制限の規定があります。      このため、野田委員には退席していただき、審議を行います。      （野田委員、退席）</p> <p>それでは、番号1について、担当委員の説明を、2番江藤委員にお願いします。</p>
2番委員	<p>それでは、番号1について調査結果の報告をします。      2月5日、申請者の〇〇さん、推進員の森宗一さんの3人で、現地確認と聞き取り調査を行いました。      土地の所在は、〇〇〇〇の〇〇番〇外3筆で、〇〇〇と〇〇〇〇〇〇の間の道沿いの南側に位置しています。      稲作を中心とした、兼業農家の譲受人が取得するもので、田んぼとして耕作するものです。      権利の内容は、所有権の移転で、譲渡人が〇〇〇に住んでいるため、農業に従事することができないという理由です。      譲受人の自宅からの距離は、200メートルで、2分程度で現地に行けます。譲受人は、所有している農地をすべて耕作しており、農機具の所有状況は、現状はトラクター、田植機などを所有しています。      農業従事者は、本人と2人の息子がおり、取得後の耕作には問題がありません。      以上、報告を終わります。</p>
議長（会長）	森推進委員、補足説明はありますか。
玖珠②推進委員	江藤委員の説明のとおりで、特にありません。
議長（会長）	それでは質疑のある方は挙手をお願いします。

<p>議長（会長）</p>	<p>ないようでしたら、採決を行います。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成です。議案第1号は、原案のとおり決定いたします。</p> <p>野田委員、着席ください。</p> <p>（野田委員、着席）</p>
<p>議長</p>	<p>次に、議案第2号非農地証明願いについて、事務局説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>続きまして、議案第2号非農地証明願いについてご説明いたします。</p> <p>議案集2ページをお開きください。</p> <p>ここからは、プロジェクトを使って説明を行います。</p> <p>説明に入ります前に、先ほどと同じように、初めての委員さんもいらっしゃいますので、非農地証明願いについて、簡単に説明したいと思います。</p> <p>非農地証明とは、非農地、例えば、宅地、雑種地、山林になってから20年以上経過している登記上の農地について、農地ではない旨の証明を行うものです。</p> <p>今回、議案集のとおり、2件の申請がでておりますので、説明をしたいと思います。</p> <p>最初に、番号1、大字○字○○○○○番○です。</p> <p>登記簿地目は田で、面積は、36m<sup>2</sup>です。</p> <p>申請者は、○○の○○○○さんです。</p> <p>非農地の理由は、昭和63年頃から農地への進入口として、コンクリートを張って非農地となっていたためです。</p> <p>担当委員は、4番日隈委員です。</p> <p>（プロジェクトにて、位置図、字図、航空写真、現況写真、関係資料を説明）</p> <p>続きまして、番号2、大字○○字○○○○○○○番です。</p> <p>登記簿地目は田で、面積は、105m<sup>2</sup>です。</p> <p>申請者は、○○の○○○○さんです。</p> <p>非農地の理由は、平成元年頃に、農業用倉庫を建築していたためです。</p> <p>担当委員は、6番小野委員です。</p>

議長（会長）	それでは、担当委員の説明ですが、番号1について、4番日隈委員に説明をお願いします。
4番委員	<p>番号1の調査結果を報告します。</p> <p>4月7日、申請者の〇〇〇〇さんの息子さん、佐藤豊推進委員さん、事務局と現地の確認を行いました。</p> <p>土地の所在は、〇〇〇〇〇〇沿いであり、現況は田んぼの進入路となっており、セメントを張っています。</p> <p>今後も、現状のとおり管理していくようあります。</p> <p>以上、報告を終わります。</p>
議長（会長）	佐藤豊推進委員、補足がありますか。
森①推進委員	特にありません。
議長（会長）	それでは、番号2について、6番小野委員に説明をお願いします。
6番委員	<p>番号2の調査結果を報告します。</p> <p>4月3日に、申請者の〇〇〇〇さん、松木推進委員さん、事務局と現地確認を行いました。</p> <p>土地の所在は、大字〇〇字〇〇〇〇〇〇〇番です。</p> <p>登記簿地目は田で、面積は、105m<sup>2</sup>です。</p> <p>現地は、〇〇の県道を〇〇〇方面に向かって、北側の山際にある土地であります。</p> <p>平成元年ごろに、農業用倉庫を建てていたということあります。</p> <p>土地の所有者は、〇〇さんですが、実際は、〇〇さんが農業用倉庫を建てたそうで、20年以上経っています。</p> <p>特に問題はないと思われます。</p> <p>以上です。</p>
議長（会長）	松木推進委員、補足がありますか。
八幡②推進委員	特にありません。
議長（会長）	それでは、番号1、番号2について、質疑のある方は挙手をお願いします。

八幡②推進委員	番号1についてですが、コンクリートを張っていますが、これで農地ではないということですか。
議長（会長）	コンクリートを張ってあるから、もう農地ではないということから、非農地証明願いが出たものです。
八幡②推進委員	田んぼ以外になったということですね。
事務局	現地写真のとおり、畠一畠分ぐらいのセメント部分が申請地で、トラクター等が出入りする部分となっています。 出入りが危なくないように、コンクリートを打ったようであり、この部分が1筆として残っていたということです。
八幡②推進委員	このようなことは、結構多くあると思うが、同じように手続きをしなといけないのですか。
事務局	確かに、田んぼの中の一部分にコンクリートを打っている所も多く見受けられますが、それは、田んぼ1筆の中の一部分であり、今回の申請は、コンクリート部分が1筆となっていたため、登記上の整理を行うために申請があったものです。
議長（会長）	その他、質疑はありませんか。
玖珠②推進委員	素朴な質問ですが、農地パトロールをして見つけたのならわかるのですが、20年以上経っているものを、わざわざこの場に出して許可しなければならないという意味合いはなんですか。
事務局	通常は、許可を取らずに地目を変えることはしないと思いますが、田んぼの出入り口に一部コンクリートを張るということは、結構みなさんやられていると思うのですが、今回申請された方は、財産を整理する中で、登記簿と現況があつてない筆が見つかったので、自分の代にちゃんとおきたいということで、申請に至ったわけです。
玖珠②推進委員	○○さんの件も同じですか。
事務局	○○さんについては違います。 ○○さんの土地を○○さんがお借りして利用していましたが、今回

	<p>整理したいということで申請が行われたものです。</p> <p>今後、非農地証明願いの案件が多く出ると思われますので、研修会の中でも、詳しく説明を行いたいと考えています。</p>
3番委員	<p>3年もいて、今更なんですけども、番号2について、平成元年ごろに農業用倉庫を建てた時に、地目変更の手続きをしなくてもよかつたのですか。</p>
事務局	<p>農業倉庫については、農地に建ててもよいのですが、200m<sup>2</sup>以内であれば、届け出だけで地目変更の手続きまでは必要ないとされています。</p> <p>今回は、105m<sup>2</sup>ですが、倉庫として非農地になっているので、証明願いが出たものです。</p>
議長（会長）	<p>他にありませんか。</p> <p>ないようでしたら採決します。</p> <p>議案第2号番号1の非農地証明願いについて、原案どおり賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>全員賛成でございます。原案のとおり許可し、証明書を交付します。</p> <p>続きまして、番号2の非農地証明願いについて、原案どおり賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>全員賛成でございます。原案のとおり許可し、証明書を交付します。</p>
議長（会長）	<p>次に、議案第3号 利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について、事務局説明をお願いします。</p> <p>（事務局説明）</p> <p>（プロジェクトでの説明）</p> <p>それでは質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
議長（会長）	それでは質疑のある方は挙手をお願いします。
1番委員	山林についてですが、杉やヒノキなどが植わっている山林と、雑木が植わっている山林は、同じ扱いでいいのですか。
事務局	委員さんがおっしゃるとおり、すべて山林扱いになります。 なお、実がなるものについては、山林ではなく、樹園地等の農地扱いになります。

議長（会長）	<p>他に質疑のある方はいますか。 ないようでしたら採決します。</p> <p>議案第3号利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について、原案のとおり賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成でございます。</p> <p>議案第3号について、原案のとおり決定し、所有者に対して非農地通知書を送付します。</p>
議長（会長）	<p>次に、報告第1号 農用地利用集積等促進計画について、事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>別冊でお配りしております農用地利用集積等促進計画をお開きください。</p> <p>報告第1号は、農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理機構による契約について、農業委員会の意見聴取を行うものです。</p> <p>詳細は、ご読ください。</p>
議長（会長）	<p>続きまして、報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届け出について（相続）、事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案集4ページをお開きください。</p> <p>初めに内容の訂正をお伝えします。</p> <p>表の一番左の項目の番号の数字が8になっております。</p> <p>正しくは、1です。お手数ですが、お手元の資料での修正をお願いします。</p> <p>大変、申し訳ありませんでした。</p> <p>農地法第3条の3第1項の規定による届け出（相続による所有権の移転）が1件提出されております。詳細は、ご一読ください。</p>
議長（会長）	<p>続きまして、報告第3号 農地法第18条の合意解約通知書について、事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>5ページをお開きください。</p> <p>農地法第18条合意解約通知書が、1件提出されております。</p> <p>詳細は、ご一読ください。</p> <p>報告事項は、以上になります。</p>

議長（会長）	それでは、報告第1号から報告第3号まで、質疑はありませんか。 (質疑なし)
玖珠②推進委員	報告第3号の解約申し入れ日が3月3日となってますが、これは正しいのですか。 他は、2月3日となってますが…。
事務局	(資料で確認) 申し訳ありません、2月3日で訂正をお願いします。
玖珠②推進委員	報告第2号ですが、相続が農地法の許可案件でなく、義務化されても、全員がすべて行うものでないので、この届出は意味があるのですか。
事務局	昨年の制度改正により、相続を行ったら速やかに農業委員会に報告をするようになっていますので、報告のあったもの全てを記載させていただいています。
玖珠②推進委員	これは、義務なのですか。
事務局	義務ではありますが、司法書士さんによって報告するところとないところがあります。 相続については、税務課の資産税班から情報を提供していただき、農地台帳の更新を行っています。
八幡②推進委員	私は、5年前に相続登記をしたのですが…。
事務局	相続登記をしたのであれば、法務局も税務課も名義は変わっていると思います。
森③推進委員	日出生地区は、防衛の買収が多く行われていますが、情報とかは教えてもらっているのですか。
事務局	防衛の移転補償に関しては、個人情報等の関係から、情報提供はしてくれません。ただし、登記上で移動あったものは、農地台帳に反映されます。

玖珠②推進委員	それなら、上がってきたものだけ報告して、上がっていないものは報告しないとなると、意味がないのではないか。 登記などにより、後で台帳の整備ができるのであれば、この報告自体いらないのではないかと思いますが…。
事務局	登記などで最終的にわかりますが、早く報告いただければ、台帳の整備ができます。
八幡②推進委員	農地台帳はどこにあるのですか。
事務局	農業委員会事務局のシステムの中にあります。
議長（会長）	他にありませんか。 ないようでしたら、以上で、本日の議案の審議はすべて終了します。  引き続き、協議・報告事項等について事務局説明をお願いします。 (事務局 連絡事項)

午後2時21分 閉会

玖珠町農業委員会会議規則第13条第2項の規定によりここに署名捺印した。

令和7年4月10日

玖珠町農業委員会会長 武石俊一

署名委員（3番） 繁田郁子

署名委員（4番） 日隈博文